

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	大野内 愛
学位授与の要件	学位規則第4条第1・②項該当		
論 文 題 目			
<p style="text-align: center;">イタリアの小・中学校における音楽教育の歴史の変遷 —国家的教育基準と教科書・指導書から見る音楽教育の目的と役割—</p>			
論文審査担当者			
主 査	教授	三村 真弓	
審査委員	教授	深澤 清治	
審査委員	教授	古賀 一博	
審査委員	教授	枝川 一也	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、イタリアにおける公教育制度誕生の 1859 年から現在までの音楽教育を通史的に考察することを通して、イタリアの音楽教育の目的と役割の変遷、さらにはその特徴を明らかにしたものである。イタリアは、オペラ発祥の地としても有名であり、著名な音楽家が多く誕生しているなど、音楽界において重要な国であることが認知されている。学校制度が誕生する以前の教会施設が行う教育活動においても、音楽教育は必須の内容であり、教育における音楽価値を認めているという点で、イタリアは音楽教育の最も長い歴史をもつ国と言っても過言ではない。本論文は、こうした音楽の国イタリアの学校教育において、音楽教育はどのように歴史的に変遷してきたかに着目したものである。</p> <p>本論文は、公教育誕生から現在までを 5 つに区分し、第 1 章から第 5 章で構成している。各章では、史料および先行研究からイタリアの教育制度の歴史の変遷を捉えた上で、時代背景と関連させながら音楽教育の教育内容について分析、考察を行っている。音楽教育の教育内容については、国家的教育基準、教科書、教師用指導書、師範学校での教科書等を扱った。</p> <p>第 1 章では、イタリアにおいて公教育制度が成立してからイタリア共和国誕生までの音楽教育について目的と役割を明らかにした。この時代は、音楽教育は専門の教育機関（音楽院等）の聖域であると考えられ、学校教育への導入には消極的であったため、音楽教育の役割は愛国の精神の育成にとどまったことを示している。その後、ファシズムの到来の時代には、芸術の発展こそが国の繁栄につながるという考えから、音楽そのものを学問として学ばせ、子どもたちの感受性の育成を音楽教育の目的としたことを明らかにしている。</p> <p>第 2 章では、イタリア共和国誕生期の音楽教育について目的と役割を明らかにした。この時代の音楽教育は、子どもたちの耳や声を育てることで精神を磨く、精神教育としての役割を担っていることが示された。学校教育では芸術的な作品を扱うなど、音楽の芸術的な価値を認識した上での精神教育の手段として音楽教育が位置づけられたことを明らかにしている。</p> <p>第 3 章では、統一中学校及び音楽院附属中学校誕生期の音楽教育について目的と役割を明らかにした。音楽院附属中学校とは、音楽以外の科目を一般の教育機関と同じ国家的教育基準で行い、音楽教育のみ専門的な内容（音楽理論、ソルフェージュ、器楽演奏等）を扱う中学校であり、その目的は専門家の育成である。一般の教育機関における中学校では音楽教育は教科と</p>			

して位置づいたが、民衆には中学校での音楽教育の必要性が認識されなかったことから、結果的にその教育内容は、認知的側面、感受的側面のどちらについても中途半端なものであり、学問としての、そして芸術教育としての音楽教育という役割を音楽院附属中学校へ委ねた形となった。一般の教育機関における音楽教育の役割が揺らいでいる時代であったことを示している。

第4章では、民衆のための学校改革と公立中学校音楽コース誕生期の音楽教育について目的と役割を明らかにした。公立中学校音楽コースとは、前述の音楽院附属中学校と同様に、音楽以外の科目を一般の教育機関と同じ国家的教育基準で行い、音楽教育のみ専門的な内容を扱う中学校のコースだが、その目的は一般の教育機関と同様に人間形成である。この時代の一般の教育機関における音楽教育は、人間形成という目的のもと、自己を表現し、他者とコミュニケーションをとる手段であったことを示している。このことから、一般の教育機関の音楽教育は、芸術教育としての役割が薄まったとしている。その中で、芸術教育としての音楽教育を手段として扱う中学校音楽コースが誕生したと述べている。

第5章では、EU 連合加盟期の音楽教育について目的と役割を明らかにした。一般の教育機関における音楽教育は、キーコンピテンシーへの1つの道具として考えられ、芸術的な作品に触れて音楽の本質や理論に迫ろうとする活動を軽視し、人間形成という目的での認知的内容や創造的内容を重視している傾向にあると示した。また、20世紀後半から並存するようになった一般の教育機関と、音楽専門の教育機関である音楽院附属中学校及び中学校音楽コースの教育内容等を比較・検討し、一般の教育機関が音楽の様々な経験をとおした人間形成を目的としているのに対し、音楽院附属中学校では専門家育成を目的としており、中学校音楽コースはその中間的な位置にあることを明らかにした。

終章では、本論文の成果を示し、今後の課題について展望している。

本論文は次の3点で高く評価できる。

1. イタリアの公教育制度誕生から現在までの5つの時代について、一般の教育機関における音楽教育を通史的に考察したことにより、これまで明らかにされていなかったそれぞれの音楽教育の目的と役割が解明されたこと。
2. 「音楽の国」と呼ばれ、音楽の歴史や文化を有する国でありながら、音楽教育は時代の流れに大きく翻弄され、イタリアのもつ音楽文化が学校教育に生かされてこなかったこと、特に近年は芸術教育としての音楽教育の重要性が軽視されつつあるという課題を明らかにしたこと。
3. イタリアの音楽教育システムとして、一般の教育機関において芸術教育としての音楽教育の重要性が軽視されるようになると、音楽専門の教育機関が誕生し、現在ではそれらが各々の目的を持ちながら並存していることを明らかにし、特に人間形成を目的としながらも、専門的な知識や技能を伴った価値観を培う芸術教育としての役割を担う中学校音楽コースの有意性を示したこと。これは音楽が学校教育に存在する意義にもつながることである。

以上、審査の結果、本論文の筆者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和2年1月7日